

外国商標出願における使用宣誓書提出について



作成 2018年 7月13日
改訂 2019年 3月20日

0. はじめに

各国の商標制度は、大まかには「登録主義／使用主義」、「先願主義／先使用主義」に分類されます。

わが国では、国際的にも大勢を占める「登録主義」、「先願主義」が採用されていますが、不使用取消審判制度（商標法第50条）など、使用主義の側面も一部導入されています。

一方、米国など使用主義に重きを置く国を中心に、商標の使用を更に担保するため、「使用宣誓書」等の提出義務が課される場合があります。

本稿では、日本国内の商標制度には存在しない、当該提出義務について、いくつかの国をピックアップして概説します。

1. 米国

【商標制度要旨】

コモンローによる先使用主義を基礎としつつ、連邦レベルでの登録制度、各州独自制定の登録制度による多重構造の制度。

<コモンロー>

- ・実際の取引における最初の使用者に対して、使用地域において認められる商標の権利

<連邦商標法> 通称：ランハム法

- ・州間取引や国際取引に適用される商標権

<各州商標法>

- ・一般的には書誌的事項確認のみの無審査制度。州内取引に限定された商標権

※各法は相互に抵触することなく、連邦法優先の原則が適用される。

※コモンローや州商標法の権利が先行成立している場合は、その範囲内において連邦法による商標権は適用除外となる。

【全9頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

